

第二百九号議案

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第八号中「東京都特定個人情報保護の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百一十一号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第二条第七項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項」に改め、同条第九号中「特定個人情報保護条例第二条第四項」を「番号利用法第二条第五項」に改める。

第八条第一項、第九条、第十条及び第三十五条第一項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第三十九条第二項中「東京都個人情報の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十六条」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第 号）第八条」に、「実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関の意見を述べる」を「都の機関（同条例第三条第一項に規定する都の機関をいう。）の諮問を受けて審議する」に改める。

別表中

印刷物として出力したもの（多色 刷り）一枚につき	二十円	写しの交付 のとき。
複製したフロッピーディスク一枚 につき	百円	写しの交付 のとき。

を

印刷物として出力したもの（多色 刷り）一枚につき	二十円	写しの交付 のとき。
-----------------------------	-----	---------------

に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の改正等を踏まえ、規定を整備する必要がある。